

## 地域密着型特別養護老人ホームりんどう 利用料金表

【ユニット型個室利用に要する費用】

1ヶ月利用日数

30日

区分	利用者負担段階									
	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
要介護1	介護報酬	661	介護報酬	661	介護報酬	661	介護報酬	661	介護報酬	661
	居室料	820	居室料	820	居室料	1310	居室料	1310	居室料	2300
	食費	300	食費	390	食費	650	食費	1360	食費	1460
	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30
	1日合計	<b>¥1,811</b>	1日合計	<b>¥1,901</b>	1日合計	<b>¥2,651</b>	1日合計	<b>¥3,361</b>	1日合計	<b>¥4,451</b>
月額(30日)	<b>¥54,330</b>		<b>¥57,030</b>		<b>¥79,530</b>		<b>¥100,830</b>		<b>¥133,530</b>	
要介護2	介護報酬	730	介護報酬	730	介護報酬	730	介護報酬	730	介護報酬	730
	居室料	820	居室料	820	居室料	1310	居室料	1310	居室料	2300
	食費	300	食費	390	食費	650	食費	1360	食費	1460
	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30
	1日合計	<b>¥1,880</b>	1日合計	<b>¥1,970</b>	1日合計	<b>¥2,720</b>	1日合計	<b>¥3,430</b>	1日合計	<b>¥4,520</b>
月額(30日)	<b>¥56,400</b>		<b>¥59,100</b>		<b>¥81,600</b>		<b>¥102,900</b>		<b>¥135,600</b>	
要介護3	介護報酬	803	介護報酬	803	介護報酬	803	介護報酬	803	介護報酬	803
	居室料	820	居室料	820	居室料	1310	居室料	1310	居室料	2300
	食費	300	食費	390	食費	650	食費	1360	食費	1460
	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30
	1日合計	<b>¥1,953</b>	1日合計	<b>¥2,043</b>	1日合計	<b>¥2,793</b>	1日合計	<b>¥3,503</b>	1日合計	<b>¥4,593</b>
月額(30日)	<b>¥58,590</b>		<b>¥61,290</b>		<b>¥83,790</b>		<b>¥105,090</b>		<b>¥137,790</b>	
要介護4	介護報酬	874	介護報酬	874	介護報酬	874	介護報酬	874	介護報酬	874
	居室料	820	居室料	820	居室料	1310	居室料	1310	居室料	2300
	食費	300	食費	390	食費	650	食費	1360	食費	1460
	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30
	1日合計	<b>¥2,024</b>	1日合計	<b>¥2,114</b>	1日合計	<b>¥2,864</b>	1日合計	<b>¥3,574</b>	1日合計	<b>¥4,664</b>
月額(30日)	<b>¥60,720</b>		<b>¥63,420</b>		<b>¥85,920</b>		<b>¥107,220</b>		<b>¥139,920</b>	
要介護5	介護報酬	942	介護報酬	942	介護報酬	942	介護報酬	942	介護報酬	942
	居室料	820	居室料	820	居室料	1310	居室料	1310	居室料	2300
	食費	300	食費	390	食費	650	食費	1360	食費	1460
	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30	各加算	30
	1日合計	<b>¥2,092</b>	1日合計	<b>¥2,182</b>	1日合計	<b>¥2,932</b>	1日合計	<b>¥3,642</b>	1日合計	<b>¥4,732</b>
月額(30日)	<b>¥62,760</b>		<b>¥65,460</b>		<b>¥87,960</b>		<b>¥109,260</b>		<b>¥141,960</b>	

※各加算の内訳は、看護体制加算Ⅰ(12単位)、サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)となっております。

※当施設では上記以外に介護職員処遇改善加算Ⅰ(1カ月に一度・介護報酬の8.3%分)、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

(1カ月に一度・介護報酬の2.7%分)、介護職員等ベースアップ等支援加算(1カ月に一度・介護報酬の1.6%分)、

科学的介護推進体制加算Ⅰ(1カ月40単位)を頂いております。

※上記以外にもお客様個々で頂く加算もございます。詳しくは、当施設へご確認下さい。

※利用者負担段階の第1段階～第3段階の軽減適応を受けるには、胎内市が発行する「負担限度額認定証」が必要です。

※利用料金は、法令改正や経済・社会情勢等により変更、追加される場合がございます。

### 【利用者負担段階の区分内容】

利用者負担段階	区分内容
第1段階	被保護者、世帯非課税の高齢者福祉年金受給者等の方
第2段階	世帯非課税かつ、合計所得+課税年金が年間80万円以下で、その他の要件(補足給付の預貯金:単身650万円、夫婦1,650万円)を満たされる方
第3段階①	世帯非課税かつ、合計所得+課税年金が年間80万円以上120万円以下で、その他の要件(補足給付の預貯金:単身550万円、夫婦1,550万円)を満たされる方
第3段階②	世帯非課税かつ、合計所得+課税年金が年間120万円以上の方で、その他の要件(補足給付の預貯金:単身500万円、夫婦1,500万円)を満たされる方
第4段階	一般世帯(上記以外)の方

